

令和5年度 第1回 千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会（定例会） 議事録（議事要旨）

1 日 時：令和5年6月7日（水）午前10時00分～午前11時50分

2 場 所：千葉市役所 XL202会議室

3 出席者：（委員）

中村 礼奈、國吉 浩二、野口 泰三、佐々木 剛、山崎 さなえ
（教育委員会職員）

秋幡 浩明 教育次長、川名 正雄 学校教育部長、長谷川 信 学事課長、
星野 充啓 教育改革推進課長補佐、八斗 孝之 教育指導課長、保田 裕介 教育支援課長、
酒井 隆夫 保健体育課長、細川 義文 教育センター所長
小谷 泰也 養護教育センター所長
（事務局）

高橋 泰雄 教育支援課主任指導主事、
宮本 裕子 教育支援課指導主事

4 議 題

- （1）開会
- （2）教育委員会挨拶
- （3）委員紹介
- （4）委員長挨拶
- （5）委員会の運営について
- （6）本市のいじめ防止対策等について
- （7）協議
- （8）その他
- （9）閉会

5 議事の概要

- （1）開会
保田教育支援課長の進行により開会。
- （2）教育委員会挨拶
秋幡教育次長から挨拶。
- （3）委員紹介 （4）委員長挨拶
いじめ等の対策及び調査委員を保田教育支援課長より紹介し、一言ずつご挨拶を頂いた。
一言ずつの挨拶の際に、委員長、副委員長には就任の挨拶を併せて頂いた。
教育委員会職員、事務局は資料をもって紹介とした。
- （4）委員会の運営について
事務局から、本委員会の設置条例をもとに、本委員会の運営について説明をした。
- （5）本市のいじめ防止対策等について
事務局から、「千葉市いじめ防止基本方針」「いじめ対応マニュアル」「学校いじめ防止基本方針」等、
本市のいじめ防止対策について説明をした。
- （6）協議

6 会議経過

（1）開会

（保田教育支援課長） 本日、傍聴人の方はいらっしゃいますか？

（高橋主任指導主事） はい。傍聴人の方をお願いします。本日の会議については、千葉市情報公開条例第7条第2号に該当する情報を含むため、協議事項からは、非公開となります。傍聴人の方にはご退席いただきますので、予めお知らせします。よろしくお願いいたします。定刻となりましたので、始めさせていただきます。私は、本日進行を務めさせていただきます、教育支援課長の保田でございます。よろしくお願いいたします。本日の会議ですが、公開内容は、レジュメの6番までとなります。7番からは、個別の事案のため非公開となりますのでご了承ください。

(保田教育支援課長) 本日は、大変お忙しいところ「第1回 千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会」にご出席いただきましてありがとうございます。それでは、開会にあたりまして、秋幡教育次長より御挨拶申し上げます。

(2) 教育委員会挨拶

(秋幡次長) 改めましておはようございます。教育次長の秋幡でございます。本日は、公務ご多用の中、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。本委員会は、「千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例」の施行に基づき、平成26年度より教育委員会の附属機関として設置されています。主な所掌事務は、本市のいじめの防止等の対策を提言していただくこととともに、教育委員会の諮問を受け、いじめ等による重大事案の事実関係を調査していただくことです。委員の皆様におかれましては、引き続き、委員をお引き受けいただいていることに、心より感謝申し上げます。今年度も、どうかよろしくお願いします。本市としては、いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであると捉え、いじめの未然防止、早期発見、早期解消を基本とし、学校全体で組織的に対応することを大切にしております。各学校におけるいじめ対策が実効的に行えるよう、本市の実態を分析し、いじめ防止等のための対策について、委員の皆様の専門的な見地からご意見やご助言を賜りたいと考えております。結びに、委員の皆様におかれましては、公私ともにご多用なものと存じますが、本市のいじめ対策の充実に、特段のお力添えをお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(3) 委員紹介

(4) 委員長挨拶

(保田教育支援課長) 続きまして、委員紹介に移ります。本調査委員会の5名の委員の皆様は、引き続き、ご助力いただくこととなっております。委員の皆様を紹介する際、併せて委員長、副委員長も紹介いたしますので、お二人からは、委員長または副委員長としてのご挨拶も併せてお願いいたします。それでは、委員の皆様をご紹介します。お手元の資料2ページをご覧ください。委員については、まず中村委員長、國吉副委員長から紹介させていただき、その後、名簿の順に紹介させていただきます。私がお名前を紹介いたしましたら、お座りになられたままで結構です。一言ご挨拶をお願いします。初めに、中村礼奈委員長でございます。

(中村委員挨拶) 委員長を引き続き担当させていただきます、弁護士の中村でございます。5月にコロナが5類に移行となり、学校生活も通常のものが戻りつつあるなかで、お子さんたちがこの三年間でいろいろな制約をうけてきたところ、そこでいろいろな気持ちや感情をもっていたことが、またがらりと変わるということで、学校教育の現場でも、どのようなことが起きるかわからない状態ではありますが、私ども調査委員会としましては、いじめがない学校を希望するとともに、万一、重大事態があります場合にはその事実を解明し、適正に調査をしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(保田教育支援課長) ありがとうございます。続きまして、國吉浩二副委員長でございます。

(國吉委員挨拶) 千葉大学教育学部教育養成開発センターに所属しております、國吉でございます。よろしくお願いします。学生にも生徒指導ということで、いじめの定義ですとか、そういったことをお話ししながら授業でも取り扱っているところで、先ほど次長さんのお話の中にもあったように、誰でもあうし、どの学校にもある、それが当たり前というつもりでみていくことがすごく大切であることを学生にも話をさせていただいています。ぜひ、そういった感覚で彼らも職場についてもらいたいなと思いながら、日頃過ごしています。副委員長ということですので、委員長を上手にサポートしながら進めていくことができればと思っています。どうぞよろしくお願いします。

(保田教育支援課長) ありがとうございます。続きまして、佐々木剛委員でございます。

(佐々木委員挨拶) ありがとうございます。千葉大学医学部附属病院の精神科のこどものこころ診療部の精神科の医師で、佐々木と申します。いじめ等の対策調査委員会に関しては、数年行わせていただいているのですが、お子さんを全体的に見守っていくにあたっては、お子さんのみならず、親御さんがどのように感じておられるかを含めて、総合的な視点が必要だと思っております。そういった視点を精神医学や医療の観点からも様々な形で寄与できればと思っておりますので、皆さんご指導よろしくお願いいたします。

(保田教育支援課長) ありがとうございます。続きまして、野口泰三委員でございます。

(野口委員挨拶) 弁護士の野口と申します。引き続き委員として微力ながらお手伝いできたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(保田教育支援課長) ありがとうございます。続きまして、山崎さなえ委員でございます。

(山崎委員挨拶) 山崎さなえと申します。よろしくお願いいたします。役職のほうは臨床心理士となっております。仕事としては主に千葉県のスクールカウンセラースーパーバイザーをしています。日々、学校のなかで子どもたちと、先生方と対応している1人です。学校現場、教育、子どもたちの様子というのが、この数年コロナも踏まえて、動いてきている、変わってきているなということを感じております。いじめがないのが一番ですけれども、もしもいじめの事案があったときに、本当に素早く対応しているということの大切さ、重大さということを強く感じております。引き続きの委員ですけれども、微力ながらお手伝いできたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(保田教育支援課長) ありがとうございます。続きまして、教育委員会職員の紹介ですが、こちらは、お手元、2頁の資料をもって紹介にかえさせていただきます。それでは、これより議事に入らせていただきます。この後の議事進行につきましては、委員長にお願いいたします。

(5) 委員会の運営について

(中村委員長) それでは、次第によりまして議事を進めさせていただきます。まず、5委員会の運営について、事務局より説明をお願いします。

(高橋主任指導主事) それでは事務局の高橋よりご説明をさせていただきます。それでは、まず資料3頁、資料1になります。「千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例」をご覧ください。重点事項のみ説明いたします。第1条では、本委員会の設置目的について示しております。第2条では、本対策調査委員会が取扱ういじめ等による重大事態の定義について示しております。本市が設置した学校におけるいじめ、体罰、学校管理下において発生した事故を対象としております。第3条では、委員会の所管事務を定めております。(1)が対策についての審議について、(2)から(4)が、調査についての審議について定めております。第4条から第6条において、委員会の組織や会議等について定めております。対策調査委員会は、委員5人以内で組織し、任期は2年、また、第2項で、臨時委員を置くことができることを定めております。会議は、委員及び臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができません。議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決定します。可否同数のときは、委員長の決するところによります。第7条では、調査に関して定めております。第8条では、前条の調査のために必要に応じて置くことができる調査員について定めております。最後に、第9条では、前条までのほか、更に必要な事項については、委員長が委員会に諮って定めることができるとしております。

次に、6頁をお開けください。「資料2 千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会運営要綱」については、平成26年の6月4日第1回の本対策調査委員会にて協議していただき、修正しご承認いただいた要綱です。8頁をお開けください。「資料3 千葉市いじめ等による重大事態への対処に関する要綱」は、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例第2条に規定する、いじめ等による重大事態への対処に関し、必要な事項を定めたものです。

次に、11頁をお開けください。「資料4 いじめ等の重大事態に対する対処といじめ防止等の対策についてのイメージ」をご示しております。重点事項のみ説明いたします。本委員会は中央の色を塗ったところに位置づけられております。本市の「いじめ防止等の対策」を審議するとともに、教育委員会の諮問を受けて、いじめ等の重大事態の調査をし、事実関係を明確にした調査結果を報告するとともに、問題解決のための方策や再発防止策を提言します。その下に、市長部局の附属機関である「千葉市いじめ等調査委員会」がございます。いじめ等による重大事態の再調査を行う機関ですので、左側の「重大事態等への対処」の欄に位置づけられております。右側の下にあります「いじめ問題対策連絡会」ですが、学校関係者、警察関係者、関係各課等が連携を図り、いじめ問題に対して、それぞれの立場でどのような対策を講じているか等について情報交換を行う機関ですので、右側の「いじめ防止等の対策」の欄に位置づけられております。

続いて13頁には「資料5」として「千葉市情報公開条例」の抜粋、「千葉市情報公開条例施行規則」の抜粋を掲載しておりますので、ご参照ください。説明は以上です。

(中村委員長) 何か、意見等がありますか。続きまして「6 本市のいじめ防止対策等について」、事務局より説明をお願いします。

(6) 本市のいじめ防止対策等について

(高橋主任指導主事) 14頁「資料6 千葉市いじめ防止基本方針」です。これは、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえて、いじめ防止等のための対策をより総合的かつ効果的に推進するために策定したものです。これに加えて37頁「資料7 いじめ対応マニュアル」、56頁「資料8 学校いじめ防止基本方針策定の手引き」等を参照し、各学校において62頁「学校いじめ防止基本方針」、67頁「学校いじめ防止指導計画」を策定し、学校ホームページにて公開しております。

また、教育委員会では、「生徒指導調査研究委員会」を設置し、生徒指導に関する調査研究を行い、報告書を作成し、各学校の指導の参考になるよう努めております。昨年度は「社会的自立に向けた不登校児童生徒の支援」をテーマに報告書を作成しました。資料69頁にはダイジェストを載せておりますので、ご参照ください。

資料72頁「いじめ被害児童生徒報告書」をご覧ください。昨年度より、様式1の「月例報告」だけでなく、様式2の「随時報告」を加え、校内対策委員会で新たないじめ事案を協議したのち、教育支援課の方に報告するシステムに変更しました。このことより、今まで以上に早く委員会にいじめ事案の報告ができるようになりました。

資料77頁をご覧ください。昨年度、本委員会で定めました「いじめの重大事態に関する調査結果公表ガイドライン」を掲載させていただきました。説明は以上です。

(中村委員長) 何か、ご意見等がありますか。

(高橋主任指導主事) 次に協議に移ります。この後は、個別の事案協議となりますので、傍聴者の皆様はご退席をお願いします。御協力をお願いします。

※傍聴人の退出

(7) 協議

議題(7)に係る会議経過については、千葉市情報公開条例第7条第2号に該当する情報(個人情報)が含まれているので表示していません。